

鴻巣市 緑の基本計画 概要版



花かおり

緑あふれ

人輝くまち

こうのす



鴻巣市 緑の基本計画 概要版

平成 21 年 3 月 策定
平成 29 年 3 月 改訂
令和 4 年 3 月 改訂

発行 鴻巣市都市建設部都市計画課
電話 048-541-1321 (代表)

平成 21 年 3 月 策定
平成 29 年 3 月 改訂
令和 4 年 3 月 改訂

鴻 巣 市



市民・事業者・行政の役割分担

「花と緑の都市宣言」

わたしたちのまち鴻巣は、全国有数の花の産地・流通拠点として「花」に親しむ文化を育み、荒川や元荒川、広大な田園地帯など豊かな「緑」を生かしつつ、個性的なまちとして発展してきました。

新たな時代を生きるわたしたちは、先人の英知と努力により築かれたこの豊かな地域を継承し、花や緑を守り、育て、生かしながら、全ての人々が健康でいきいきと暮らし続けることができるまちを目指すため「花と緑の都市」を宣言します。

- 1 わたしたちは、鴻巣の誇りである花を愛し、四季の移ろいを楽しみながら、花とともに成長し、笑顔いっぱいのまちを創ります。
- 2 わたしたちは、豊かな自然とともに生き、わたしたちの生活に安らぎと活力を与えてくれる緑を守ります。
- 3 わたしたちは、花と緑にあふれた潤いと彩り豊かな郷土を、次代を担う子どもたちにつなげます。

令和2年12月14日

「花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす」を実現していく上では、市民・事業者・行政のまちづくりに関わる様々な主体が、「花と緑と水」の重要性を認識し、協働で取り組んでいくことが大切です。また、施策の実践においては、各主体が自らの役割を認識し、主体的に活動できる体制づくりが重要です。

<市民の役割>

市民は、「花と緑と水のまちづくり」を進める上での主役であり、市民の主体的な活動が重要です。そのためには、市民一人ひとりが緑の保全や緑づくりを自分自身の問題と認識した上で、身近な所から積極的に活動に参加できる環境づくりが重要であることから、市民の役割を以下のように設定します。

- 緑の大切さを学び、身近な花と緑と水環境を守り育てます。
- 宅地（庭・ベランダ・屋上等）の緑化に努めます。
- 地域の緑のまちづくり活動や市及び花事業者の実施する花のある生活を促進する取り組みに参加・協力するよう努めます。

<事業者の役割>

事業所の敷地は、比較的大規模な面積であることが多く、地域にとって重要な緑地要素です。また、景観形成上でも重要な要素でもあることを認識し、まちづくりの一員として参加していくことが求められることから、事業者の役割を以下のように設定します。

- 花を活かした緑化活動や、建物の屋上緑化や壁面緑化、生垣の設置等の緑化に努めます。また、花のある心豊かな市民生活を促進するための取り組みに努めます。
- 重要な景観形成要素として、緑豊かな景観拠点づくりに努めます。
- 地域の緑のまちづくり活動に積極的に参加します。

<行政の役割>

緑の保全や緑のまちづくりを推進する上で、市民・事業者の意向を把握し、各種の施策を実施していくことが求められています。また、市民・事業者が緑のまちづくりに自主的・主体的に参加しやすい環境を整え、緑の保全・緑化活動を支援していくことが必要であることから、行政の役割を以下のように設定します。

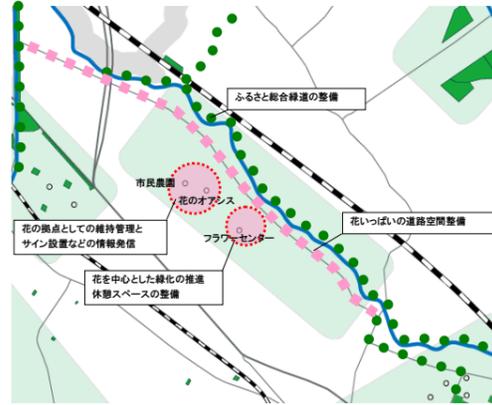
- 市民や事業者が行う緑化活動を支援する環境づくりを進めます。
- 公園等の整備を進め、緑化を進めます。
- 緑の保全や緑化推進に寄与する制度や財源確保に努めます。
- 多様な活動・取り組みの広報活動等を充実し、鴻巣市の花にふれあう習慣の醸成や計画の普及・啓発に努めます。

緑化重点地区

⑤ 花の交流拠点地区

花のまち こうのすの拠点として、花の印象的な整備・活用を進めます。

- 花の拠点の整備
- 主要な公園・緑地
- 花いっぱい道路空間
- ふるさと総合緑道の整備推進



⑥ 荒川スポーツ・レクリエーション拠点地区

スポーツ・レクリエーションの核となる緑地空間整備を進めます。

- 河川敷の緑地空間の維持・保全
- 主要な公園・緑地
- 吹上荒川総合運動公園の整備
- ふるさと総合緑道の整備推進
- コスモス畑の整備拡充
- ハンノキ林



⑦ 荒川自然・レクリエーション拠点地区

市の原風景としての河川景観をまもり、育てます。

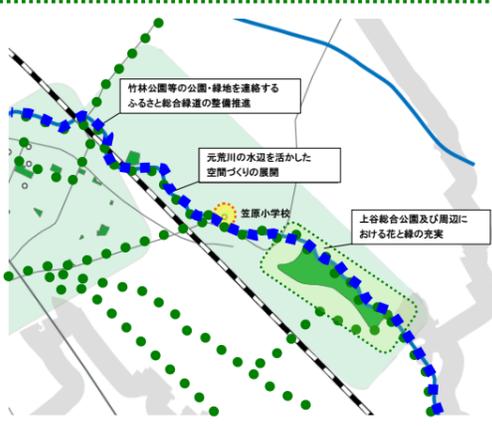
- 河川敷の緑地空間の維持・保全
- 主要な公園・緑地
- ふるさと総合緑道の整備推進
- 大間近隣公園の整備
- 体験・環境学習の場の整備推進
- 公共施設の緑化の推進
- 花いっぱい運動の推進
- ポピー・麦なでしこ畑の整備拡充
- ハンノキ林・斜面林の保全



⑧ 元荒川スポーツ・レクリエーション拠点地区

元荒川の流れを活かし、充実した花と緑と水の空間の創出を進めます。

- 上谷総合公園の花と緑の充実
- 主要な公園・緑地
- 水辺の空間づくりの展開
- ふるさと総合緑道の整備推進
- 花いっぱい運動の推進



「持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals)」

SDGs (Sustainable Development Goals)とは、2015年の国連サミットで採択され、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標であり、持続可能でよりよい社会を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されています。

SDGsは、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、わが国でも積極的に取り組まれています。

本計画においても、SDGsの目標を踏まえ、施策を展開することで、SDGsの推進を図るものとします。



画像の出典：外務省

本計画においては、以下の目標達成に寄与するための取組を進めていきます。

<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>目標3[保健] あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>目標11[持続可能な都市] 包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
<p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>目標15[陸上資源] 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>目標17[実施手段] 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる</p>

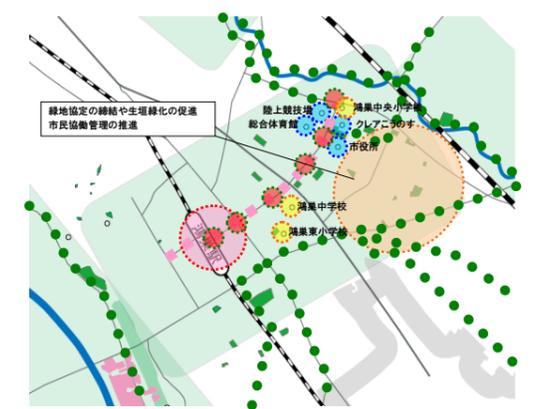
目次

- 計画の概要 1
- 緑の現況と計画の基本方針 2
- 緑の確保目標 3
- 緑地の配置方針 4
 - 緑地の配置方針の考え方 4
 - 総合的な緑地の配置方針 5
- 都市公園の整備及び管理の方針 6
- 基本的な施策 7
- 緑化重点地区 8
 - 緑化重点地区とは 8
 - 鴻巣中心拠点地区 9
 - 吹上副次拠点地区 9
 - 北鴻巣地域拠点地区 9
 - 川里地域拠点地区 9
 - 花の交流拠点地区 10
 - 荒川スポーツ・レクリエーション拠点地区 10
 - 荒川自然・レクリエーション拠点地区 10
 - 元荒川スポーツ・レクリエーション拠点地区 10
- 市民・事業者・行政の役割分担 11

① 鴻巣中心拠点地区

このすの玄関口に相応しい花と緑の印象的な地区づくりを進めます。

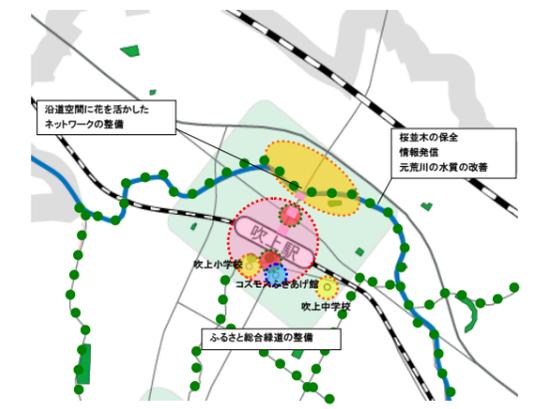
● 駅前には花広場を整備	● 公共施設の緑化の推進
■ 主要な公園・緑地	● 花いっぱい運動の推進
●●● 花の植栽推進エリア	●●● 交差点角地やバス停などにおける花広場の整備
●●●●● ふるさと総合緑道の整備推進	■ ポピー・麦などしこ畑
■ 緑地協定の締結や生垣緑化の促進 市民協働管理	■ ハンノキ林・斜面林



② 吹上副次拠点地区

水と花のつながりのある地区づくりを進めます。

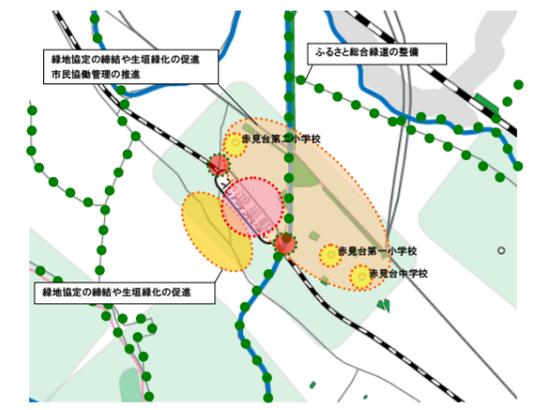
● 駅前には花広場を整備	● 公共施設の緑化の推進
■ 主要な公園・緑地	● 花いっぱい運動の推進
●●● 花の植栽推進エリア	●●● 交差点角地などの空間を利用した花広場の整備
●●●●● ふるさと総合緑道の整備推進	■ 生垣緑化の促進



③ 北鴻巣地域拠点地区

このすの地域核として、花と緑豊かな住宅環境の整備を進めます。

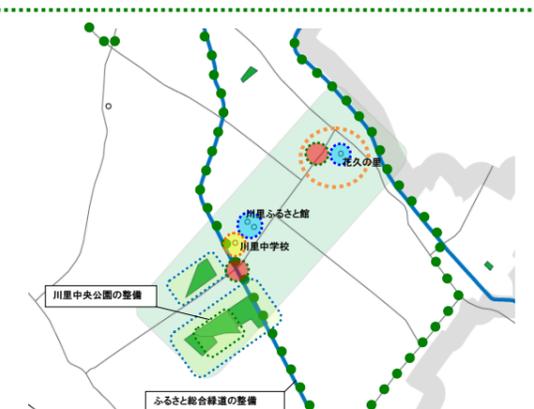
● 駅前には花広場を整備	■ 緑地協定の締結や生垣緑化の促進
■ 主要な公園・緑地	● 花いっぱい運動の推進
●●● 花の植栽推進エリア	●●● 交差点角地などの空間を利用した花広場の整備
●●●●● ふるさと総合緑道の整備推進	■ ハンノキ林
■ 緑地協定の締結や生垣緑化の促進 市民協働管理	



④ 川里地域拠点地区

地区の核となる公共施設群を活かした花と緑の拠点づくりを進めます。

■ 主要な公園・緑地	■ 公園・緑地の整備
●●● 花の植栽推進エリア	● 公共施設の緑化を推進
○ 「花」の拠点	● 花いっぱい運動の推進
■ 「緑」の拠点	●●● 交差点角地などの空間を利用した花広場の整備



緑化重点地区

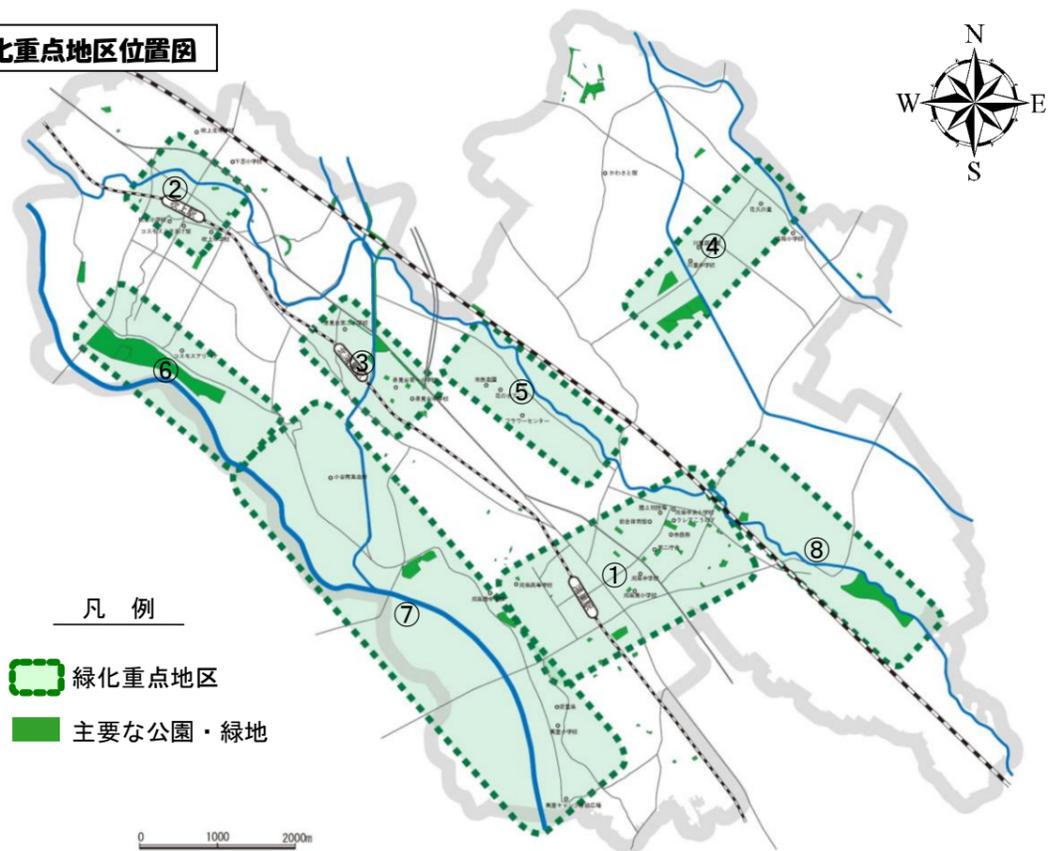
<緑化重点地区とは>

緑化重点地区は、緑化推進のモデル地区として優先的・集中的に緑化事業を行うことで、本計画の目標を先導的に具体化し、他の地区への波及効果を期待して指定する地区です。

本計画では、以下の視点から選定した8地区を緑化重点地区として設定しました。

- 駅前等市のシンボルや拠点、骨格を形成する地区
- 避難地の面積が充分でないなど、防災上の課題があり、緑地の確保及び市街地の緑化の必要性が特に高い地区
- 緑化の推進の市民意識が高い地区
- 緑地協定の締結促進等により、良好な住宅地の形成を促進する地区
- 都市公園を核として、市民の憩いの場の創出を推進する地区

緑化重点地区位置図



【緑化重点地区】

- ① 鴻巣中心拠点地区 ② 吹上副次拠点地区 ③ 北鴻巣地域拠点地区 ④ 川里地域拠点地区
- ⑤ 花の交流拠点地区 ⑥ 荒川スポーツ・レクリエーション拠点地区
- ⑦ 荒川自然・レクリエーション拠点地区 ⑧ 元荒川スポーツ・レクリエーション拠点地区

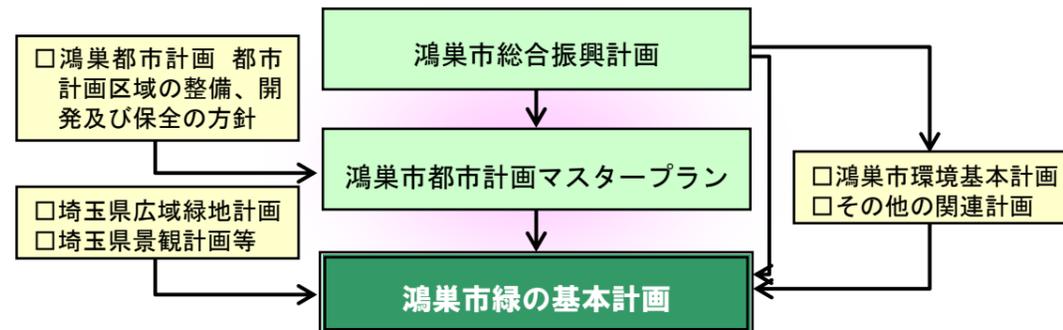
次頁に、各緑化重点地区の将来像図を示します。

計画の概要

1. 緑の基本計画の位置付け

緑の基本計画とは、緑地の適正な保全や緑化推進に関する施策の総合的・計画的な実施に向け、都市緑地法に基づいて策定する「緑とオープンスペースに関する総合的な計画」です。

本計画は、鴻巣市総合振興計画と鴻巣市都市計画マスタープランのもとに位置付けられ、鴻巣都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針や鴻巣市環境基本計画等とも整合を図る計画です。



※本計画は、平成 19 年度から計6回開催された「鴻巣市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定」に関する市民検討会での検討結果を踏まえて、策定を進めました。

2. 計画の目標年次と将来人口

本計画の目標年次は令和 7 年（2025 年）度とし、長期的な視点から計画を推進します。また、概ね5年ごとに点検し、必要に応じて計画を見直すこととします。

計画の検討にあたり、令和 7 年時点の人口は、「住みたい」、「住んでよかった」と思えるまちづくりを進めることにより、人口の転入促進、転出抑制を図ります。

計画の目標年次	令和 7 年度
令和 7 年の将来人口	113,000 人

3. 計画の基本理念

本市における緑のまちづくりを進める上での将来都市像を

花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす

として、現在、そしてこれからの花と緑と水のまちづくりを進めていきます。また、令和2年12月に行った「花と緑の都市宣言」を念頭に、花や緑を守り、育て、生かす事業をさらに推進します。

緑の現況と計画の基本方針

1. 緑の現況

本市の面積の約 50%は、緑地です

本市の緑地面積は 3,381.97ha であり、市全体の面積 (6,744ha) に対して、約 50%を占めている状況です。

一人あたりの都市公園面積は、市全域で 5.97 m²/人です

都市公園や公共施設緑地、民間施設緑地の一人あたり面積は、下表のような状況です。

	市街化区域 【面積(m ²)÷91,313人※】	都市計画区域 【面積(m ²)÷116,828人※】
都市公園	2.67 m ² /人	5.97 m ² /人
公共施設緑地	2.31 m ² /人	6.76 m ² /人
民間施設緑地	1.10 m ² /人	8.22 m ² /人

※：R2 時点の人口

荒川・元荒川などの河川環境や田園風景、「花」など特徴的な緑が存在しています

川幅日本一を誇る荒川河川敷の自然環境や川里地域を中心に広がる田園風景や屋敷林、全国でも有数の花の生産地であることなど、本市には特徴的な緑が存在しています。



水管橋(大芦地区)



ポピー畑(馬室地区)



こうのすフラワーロード



ハンノキ林(糠田地区)



水田風景(広田地区)



元荒川(吹上本町・鎌塚地区)

2. 計画の基本方針

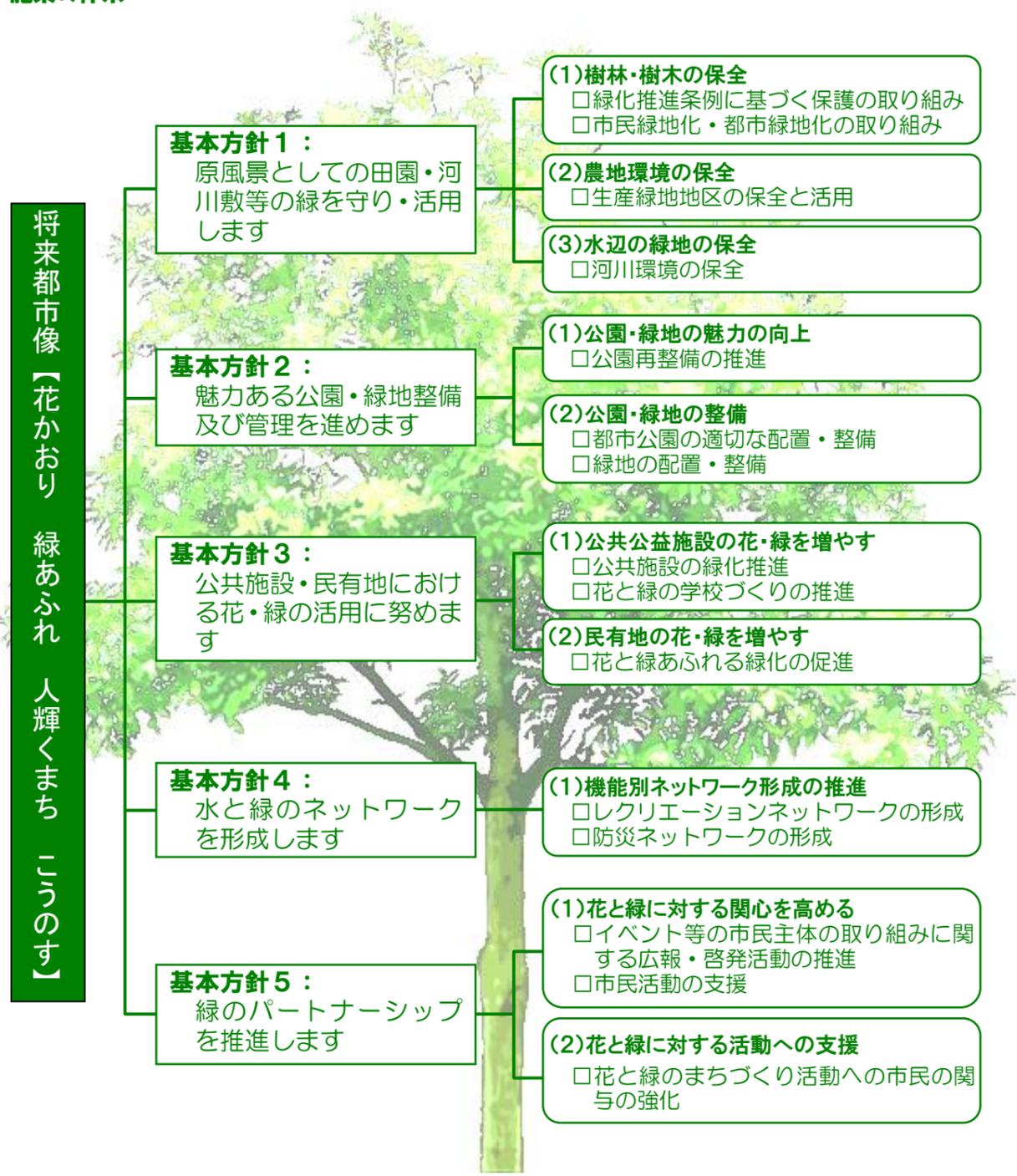
基本理念の実現にむけて、本市が目指す緑づくりの基本方針を以下のとおりとします。

- 基本方針 1** 原風景としての田園・河川敷等の緑を守り・活用します
- 基本方針 2** 魅力ある公園・緑地整備及び管理を進めます
- 基本方針 3** 公共施設・民有地における花・緑の活用に努めます
- 基本方針 4** 水と緑のネットワークを形成します
- 基本方針 5** 緑のパートナーシップを推進します

基本的な施策

花と緑と水のまちづくりに向けた5つの基本方針に基づき、以下のように体系化される施策により、緑のまちづくりを進めます。

<施策の体系>



都市公園の整備及び管理の方針

■都市公園の整備方針

□川里中央公園や大間近隣公園のほか、市街地内の街区公園をはじめとした都市公園の整備を進めます。整備にあたっては、公園面積、既設公園の誘致圏との重複、利用者のニーズなどを総合的に検証して、公園整備の必要性を判断します。

■利用者ニーズに対応した公園施設の整備

□利用者ニーズの変化や高齢化などの社会的背景を踏まえ、子どもから高齢者、障がい者まで誰もが利用できるよう、公園施設のバリアフリー化等に取り組みます。

■公園施設の安全性の確保とコスト縮減

□公園施設の日常的な点検・改修・更新により、利用者の安全性の確保及び維持管理に要するトータルコストの縮減を図ります。
□公園施設における照明器具等の見直しにより、光熱水費等の縮減に努めます。

■都市緑地、緑道整備の方針

□自然環境の保全・改善、景観の向上を図るために保全・整備を図ります。
□緑道の整備を推進し、ネットワークの形成を図ります。

■市民との連携による公園の維持管理

□市民に身近な公園の清掃や除草、緑化等については、自治会等による公園整備奉仕活動制度やアダプト制度等を活用して、市民との協働による維持管理を推進します。
□公園緑地等の日常的な巡回・監視について市民等との協働により実施し、利用のマナーの向上を促進し、良好な環境を保全します。

■指定管理者制度等による維持管理及び市民サービスの向上

□主要な都市公園、面積の大きい公園やスポーツ施設と併用している公園については、市民サービスの向上と経費削減を図るため、指定管理者制度を継続的に活用し、魅力向上や賑わいの創出を図ります。また、包括施設管理業務委託の導入も検討します。
□市民の多様なニーズに応えたサービスの向上を図るとともに、効率的・効果的な管理運営を図ります。
□地域（地域住民・事業者・NPO法人等）が主体となり、都市公園の管理・運営を行うパークマネジメント手法のさらなる活用を検討します。

緑の確保目標

本計画における緑の確保目標を以下のとおり設定します。

1. 量的目標

□緑地の総量

本市における緑地の総量は、市域の約 50% (3,381.97ha) を占めています。今後は、現状の緑地の維持・保全を図りつつ、市街地開発を行う場合には適切な緑地空間を確保する等の取り組みを進め、**緑地の総量は、現状を維持していく**ことを目標とします。

□施設緑地

令和 4 年 1 月 1 日現在、本市における一人あたりの都市公園面積は、市街化区域内で 2.67 m²/人、都市計画区域では 5.97 m²/人という状況です。都市公園法施行令第 1 条に定められている一人あたりの都市公園の敷地面積は、【市街化区域：5.0 m²/人、都市計画区域：10.0 m²/人】とされており、長期的にはこれに近づけていくことを目指します。

また、都市公園に公共施設緑地を加えた面積は、市街化区域内で 4.98 m²/人、都市計画区域内では 12.73 m²/人という状況です。

本計画では、施設緑地に関する量的な目標水準として、令和 7 年の都市計画区域における**都市公園等の公共施設として整備する緑地の目標水準を 14.1 m²/人**と設定します。

量的目標	平成 20 年	平成 28 年	令和 7 年
都市計画区域における緑地面積 (市域の約 50%)	3,376ha (市域の約 50%)	3,409ha (市域の約 50%)	3,410ha (市域の約 50%)
都市計画区域において都市公園等の公共施設緑地として整備する緑地の面積 (10.41 m ² /人)	124.48ha (10.41 m ² /人)	139.88ha (11.85 m ² /人)	159.33ha (14.1 m ² /人)

2. 質的目標

□本市は「花のまち」であることから、来訪者等の拠点となる地域を中心に、**花を活用して「花のまち」をアピールできる緑地整備**を進めます。

□各公園・緑地について、ユニバーサルデザインの導入により、**誰もが心地よく快適に利用できる施設の整備・拡充**に努めます。



鴻巣駅東口駅前広場

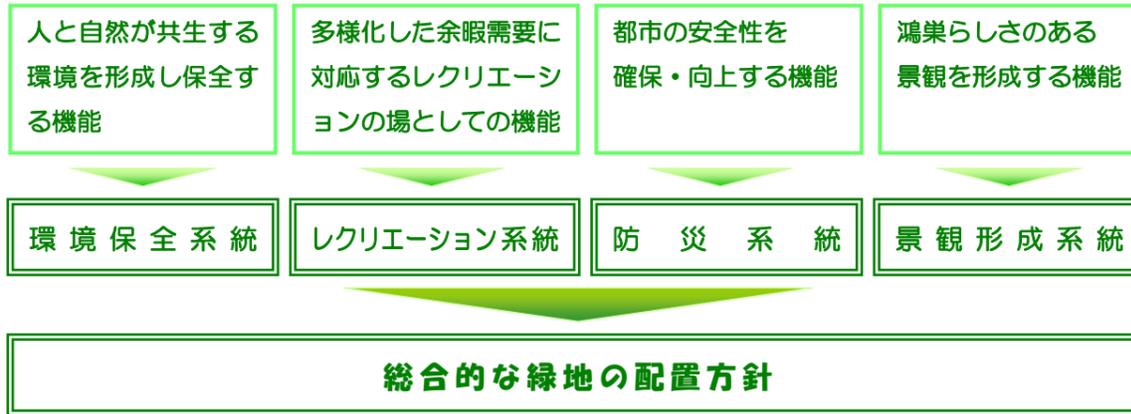


竹林公園(郷地地区)

緑地の配置方針

1. 緑地の配置方針の考え方

緑が持つ4つの機能に対応して、以下の4つの系統別に緑地配置の考え方を以下のとおり設定します。



4系統における緑地の配置方針を以下のとおりとします。

<環境保全系統>

- 荒川・元荒川・野通川・見沼代用水等の河川・水路を、本市の水の骨格軸とし、生物多様性に配慮した良好な水辺環境の保全と創出を図る。
- 都市計画道路などの主要な道路を、本市の緑の骨格軸として、街路樹など連続する緑地の創出を図る。
- 市街地を包み込むように広がる農地を保全する。河川周辺や市街地内に散在する雑木林等は自然景観の中心的な要素として保全する。
- 市全域をとおして、公園・緑地・緑道・樹林等を適正に配置し、ヒートアイランド現象の低減化や雨水循環の促進を図る。特に市街地部においては、現地の状況に勘案しながら屋上緑化等の取り組みを検討する。
- 寺社や伝源経基館跡等の緑地、屋敷林等は、市街地内で身近に自然とふれ合える貴重な自然環境として保全する。

<レクリエーション系統>

- 多様なレクリエーション需要に対応できる拠点(総合公園、運動公園等)の整備拡充と、遊歩道のネットワークの整備を進める。
- 市街地内全域において「印象的な緑(花)」の配置・整備を進める。
- 環境学習・地域の風土学習等の学びの場となる公園・緑地等(歴史公園、ピオトープと自然観察場、親水公園等)の整備・活用を進める。

<防災系統>

- 地域防災計画と整合を図りつつ、特に市街地内における災害発生直後の一時集合場所(必要に応じ自治会及び自主防災組織が一時的に集合する場所として指定します)等として利用可能なオープンスペースの確保に努める。
- 特に市街地内における避難所の空白地において、防災活動に資する緑地整備を進める。
- 指定避難所までの避難の円滑化及び、延焼遮断機能の向上を目指して避難路の緑道化等を進める。
- 震災時における市街地内のブロック塀倒壊による被害を予防するため、生垣化を促進する。

<景観形成系統>

- 荒川・元荒川等の河川は、市街地における貴重な水辺景観要素として、良好な景観の保全に努めるとともに、市民の憩いの場となる河川沿い空間の修景・整備を進める。
- 田園風景や寺社等の屋敷林は、本市の特徴的な風景であることから、保全を図る。市街地内における巨木等は、保全を図るとともに、周辺に連携した緑地空間整備を進める。
- 駅前や住宅地、商業地など、人通りの多い地域や市民生活でよく利用される地域において、草花を活用して印象的な緑の配置・整備を進める。
- 荒川河川敷地内における花畑の整備を継続し「花のまち こうのす」らしさを演出する。

緑地の配置方針

2. 総合的な緑地の配置方針

各系統における緑地の配置方針を踏まえて、総合的な緑地の配置方針を以下のとおりとします。

- 田園・河川敷緑地・屋敷林等を保存する
- 主要幹線道路は、歩道・街路樹等の整備(緑の軸形成・避難経路の確保・散策等のレクリエーションネットワークの形成)を進める
- 荒川堤防沿い、元荒川沿いを中心に歩行者ネットワークの整備を進める
- 都市計画公園を中心として、多様なレクリエーション需要に対応した拠点整備を進める
- 荒川河川敷地内における花畑整備等を継続する
- 駅前、商業地、住宅地等では、花を活用した修景・整備を進める
- 市街地内を中心に、住区基幹公園の整備を進める
 - ・避難所空白地域を優先的に進める
 - ・公園の整備が困難な場合は、生産緑地等のオープンスペースの活用を検討する
- 公園・緑地等の高齢化した樹木については、樹勢回復業務等による保全や樹木を健全に保つための剪定、枯木の植替え等、適切な維持管理を実施する

総合的な緑地の配置方針図

